

重要事項説明書

記入者名	石原 祐介	記入年月日	2021年3月1日
		所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり
	名称	(ふりがな) しまだりびんぐぱーとなーずかぶしきがいしゃ シマダリビングパートナーズ株式会社	
事業主体の主たる 事務所の所在地	〒151-0053	東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル14階	
	電話番号	03-6275-1182	
事業主体の連絡先	FAX番号	03-6275-1183	
	ホームページアドレス	なし	
		あり	: http://www.hibari-kaigo.jp
事業主体の代表者の 氏名及び職名	氏名	三田 武	
	職名	代表取締役	
事業主体の設立年月日	2007年3月19日		

事業主体が当該市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	ひばり訪問介護センター千葉中央	千葉県千葉市中央区都町2-20-17
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	ひばりデイサービス千葉中央	千葉県千葉市中央区都町2-20-17
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし	ひばり訪問介護センター千葉中央	千葉県千葉市中央区都町2-20-17
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし	ひばりデイサービス千葉中央	千葉県千葉市中央区都町2-20-17
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		

介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな)がーでんてらすちばちゅうおう ガーデンテラス千葉中央	
施設の所在地	〒260-0001	千葉県千葉市中央区都町2-20-17
施設の連絡先	電話番号	043-231-3321
	FAX番号	043-231-3323
	ホームページ	なし
	アドレス	あり : http://www.hibari-kaigo.jp
施設の開設年月日	2012年10月1日	
施設の管理者の氏名 及び職名	氏名	石原 祐介
	職名	施設長
施設までの主な利用交通手段		
総武線千葉駅 千葉中央バス「大宮団地」行き 都町球場入口バス停下車徒歩2分		
施設の類型及び表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 類型：住宅型有料老人ホーム ○ 居住の権利携帯：利用権方式 ○ 利用料の支払い方法：月払い方式 ○ 入居の要件：要支援・要介護 ○ 居室区分：個室40室 	
介護保険事業所番号	千葉市指定訪問介護、介護予防訪問介護事業所 指定番号1270103599 平成30年10月1日指定 千葉市指定通所介護、介護予防通所介護事業所 指定番号1270103607 平成30年10月1日指定	
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）		
事業の開始（予定）年月日	--	
指定の年月日	--	
指定の更新年月日	--	

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	--	1	--	--	1	1
生活相談員	--	--	--	--	0	0
看護職員	--	--	--	--	0	0
介護職員	1	5	--	--	6	3
機能訓練指導員	--	--	--	--	0	0
計画作成担当者	--	--	--	--	0	0
栄養士	--	--	--	--	0	0
調理員	--	--	--	--	0	0
事務員	--	--	--	--	0	0
その他従業者	--	--	--	--	0	0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	0	0	0	0		
介護福祉士	2	1	0	4		
介護職員基礎研修	0	0	0	0		
訪問介護員1級	0	0	0	0		
2級	0	0	0	15		
3級	0	0	0	0		
介護支援専門員	0	0	0	0		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	0	0	0	0		
作業療法士	0	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0	0		
看護師及び准看護師	0	0	0	4		
柔道整復士	0	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0		
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数						
人数	夜勤帯平均人数 (17時～9時)		最少時人数 (休憩者等を除く)			
看護職員	0		0			
介護職員	1		0			

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	--	--	--	--	--	--
看護職員	--	--	--	--	--	--
介護職員	--	--	--	--	--	--
機能訓練指導員	--	--	--	--	--	--
計画作成担当者	--	--	--	--	--	--
その他従業者	--	--	--	--	--	--
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						--
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	--	--	--	--		
介護福祉士	--	--	--	--		
介護職員基礎研修	--	--	--	--		
訪問介護員1級	--	--	--	--		
2級	--	--	--	--		
3級	--	--	--	--		
介護支援専門員	--	--	--	--		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	--	--	--	--		
作業療法士	--	--	--	--		
言語聴覚士	--	--	--	--		
看護師及び准看護師	--	--	--	--		
柔道整復士	--	--	--	--		
あん摩マッサージ指圧師	--	--	--	--		
管理者の他の職務との兼務の有無						--
管理者が有している当該業務に係る資格等	--	--			資格等の名称 介護支援専門員	
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合						--

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	3	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	2	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0	0	0	2	0	0
1年以上3年未満の者の人数	0	0	0	3	0	0
3年以上5年未満の者の人数	0	0	2	3	0	0
5年以上10年未満の者の人数	0	0	0	2	0	1
10年以上の者の人数	0	0	0	0	0	0
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	1	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	1	0	0	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0	1	0	0	0	0
1年以上3年未満の者の人数	0	1	0	0	0	0
3年以上5年未満の者の人数	0	1	0	0	0	0
5年以上10年未満の者の人数	0	1	0	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、サービスの提供に努めるものとする。 ・地域との結びつきを重視し、関係行政との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 ・事業運営にあたっては、安全且つ継続的な事業運営に努める。 			
介護サービスの内容、利用定員等			
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり	
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙「生活支援サービス」による		
協力医療機関の名称	ゆうクリニック		
（協力の内容） 所在地：千葉市中央区春日1-21-1 セントラルコート春日1階（車約15分） 診療科目：内科 協力内容：訪問診療（2週間に1回）			
協力医療機関の名称	千葉駅前スタークリニック		
（協力の内容） 所在地：千葉市中央区富士見2-19-13-7F（車約10分） 診療科目：内科・皮膚科・消化器科・精神科 協力内容：訪問診療（2週間に1回）			
協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 コアラ歯科
（協力の内容） 所在地：千葉県佐倉市井野1302-5 石川ビル202 診療科目：歯科・入居者への訪問歯科診療 協力内容：医師の施設へ派遣による治療（週2回歯科医師の来館による）			
要介護時における居室の住み替えに関する事項			
要介護時に介護を行う場所			
認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、一定の観察期間を設けて、医師の意見を聞いたうえで入居者本人及び身元引受人の同意を得て住替えて頂きます。この際、追加費用は発生致しません。但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行ったうえで新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際別途費用が発生致します。			

入居後に居室を住み替える場合		
一時介護室へ移る場合		
判断基準・手続について ※当該目的施設に該当無し		
--		
追加的費用の有無	--	--
居室利用権の取扱い		
--		
入居一時金償却の調整の有無	--	--
従前の居室からの面積の増減の有無	--	--
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	--	--
浴室の変更の有無	--	--
洗面所の変更の有無	--	--
台所の有無	--	--
その他の変更の有無	--	--
--		
介護居室へ移る場合 ※当該目的施設に該当無し		
判断基準・手続について		
--		
追加的費用の有無	--	--
居室利用権の取扱い		
--		
入居一時金償却の調整の有無	--	--
従前の居室からの面積の増減の有無	--	--
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	--	--
浴室の変更の有無	--	--
洗面所の変更の有無	--	--
台所の有無	--	--
その他の変更の有無	--	--
--		

その他 (--)		--	--
判断基準・手続について			
--			
追加的費用の有無		--	--
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
入居一時金償却の調整の有無		--	--
従前の居室からの面積の増減の有無		--	--
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		--	--
浴室の変更の有無		--	--
洗面所の変更の有無		--	--
台所の有無		--	--
その他の変更の有無		--	--
--			
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項	健康な方、病状が安定している方及び日常生活で介護が必要な方。		
契約の解除の内容	<p>事業者からの契約解除（入居契約書参照）</p> <p>第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に定めた条件の下に、本契約を解除することがあります。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき</p> <p>三 第3条5項の定めに違反したとき</p> <p>四 第20条の定めに違反したとき</p> <p>五 入居者の行動が、自傷又は他の入居者或いは従業員の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ住宅型有料老人ホームにおける善良なる管理者の注意と日常の生活支援方法、及び地域の指定居宅サービス事業所等との連携等の便宜の提供ではこれを防止することができないとき</p> <p>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。</p>		

	<p>一 契約解除の通告について60日の予告期間をおく</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者、成年後見人及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</p> <p>三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や成年後見人及び身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する</p> <p>3 第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 医師の意見を聴く</p> <p>二 一定の観察期間をおく</p> <p>4 事業者は、入居者、成年後見人及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく、本契約を解除することができます。</p> <p>一 第46条の各号の確約に反する事実が判明したとき</p> <p>二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき</p> <p>三 第20条第1項第六号から第八号までの各号に掲げる行為を行ったとき</p> <p>入居者からの解約（入居契約書参照）</p> <p>第30条 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは、事業者の定める解約届を事業者に提出することによって行います。</p> <p>2 入居者が前項に定める解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</p> <p>3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前2項の定めに関わらず、催告することなく、本契約を解約することができます。</p> <p>一 第46条の各号の確約に反する事実が判明したとき</p> <p>二 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき</p>
体験入居の内容	該当なし
入居定員	定員40名
その他	--

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計 38
65歳未満	1	1	0	0	0	2
65歳以上75歳未満	2	3	2	1	1	9
75歳以上85歳未満	1	2	3	2	1	9
85歳以上	2	4	3	3	1	13
	自立	要支援1	要支援2			合計 1
65歳未満	0	0	1			1
65歳以上75歳未満	0	0	0			0
75歳以上85歳未満	0	0	0			0
85歳以上	0	0	0			0

入居者の平均年齢 79.3

入居者の男女別人数 男性 19 女性 21

入居率（一時的に不在となっている者を含む。）

前年度の有料老人ホームを退去した者の人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計 6
自宅等	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設	1	0	2	1	1	5
医療機関	0	0	1	0	0	1
死亡者	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	自立	要支援1	要支援2			合計 0
自宅等	0	0	0			0
社会福祉施設	0	0	0			0
医療機関	0	0	0			0
死亡者	0	0	0			0
その他	0	0	0			0

入居者の入居期間

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数	5	6	23	5	0	0

施設、設備等の状況						
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	あり	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			なし	あり	
居室の状況	区分		室数	人数	1の居室の床面積	
	一般居室個室	あり	なし	40	40	15.8㎡～ 17.59㎡
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡
						㎡
						㎡
	介護居室個室	あり	なし			㎡
	介護居室相部屋	あり	なし			㎡
						㎡
共用便所の設置数	1	うち男女別の対応が可能な数			1	
		うち車椅子等の対応が可能な数			1	
個室の便所の設置数	40	個室における便所の設置割合			100%	
		うち車椅子等の対応が可能な数			40	
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴	
	2	2	--	--	--	
その他、浴室の設備に関する事項						
食堂の設備状況	1階に設置					
入居者等が調理を行う設備状況				なし	あり	
その他、共用施設の設備状況						
なし	あり	食堂、個人浴室、共同便所、洗面設備、機能訓練室、談話室、事務室、宿直室、洗濯室、介護職員室、駐車場、EV、ガーデンテラス、ラウンジ等				
バリアフリーの対応状況						
(その内容)						
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
施設の敷地に関する事項						
敷地の面積			662.79㎡			
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり		
抵当権の設定			なし	あり		
貸借（借地）						
	なし	あり	契約期間	始		終

				契約の自動更新	なし	あり
施設の建物に関する事項						
建物の構造				鉄筋コンクリート造 地上5階建		
建物の延床面積				1561.79㎡		
事業所を運営する法人が所有				なし	一部あり	あり
抵当権の設定				なし		あり
貸借（借家）						
なし		あり	契約期間	始	2015年 6月1日	終 2025年5 月31日
				契約の自動更新	なし	あり

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況						
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口						
窓口の名称		ガーデンテラス千葉中央 施設長				
電話番号		043-231-3321				
対応している時間		平日	9:00～18:00			
		土曜	9:00～18:00			
		日曜・祝日	9:00～18:00			
定休日等		--				
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等						
窓口の名称		千葉市役所保健福祉局高齢障害部介護保険事業課				
電話番号		介護保険事業課：043-245-5256				
対応している時間		平日	9:00～17:00			
		土曜	--			
		日曜・祝日	--			
定休日等		--				
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応						
損害賠償責任保険の加入状況						

	なし	あり	(その内容) 東京海上日動火災保険株式会社 居宅介護事業者賠償責任保険	
	その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること			
	なし	あり	(その内容) 介護サービス提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、地震・津波によるもの、或は、入居者の故意によるものを除いて速やかに損害保険の手続きを行い誠実に対処する。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠償を減じることがあります。	
	サービスの提供内容に関する特色等			
(その内容) 自立と尊厳を持ってケアにあたり、その人らしい生活を送ることができるようにサポートします。居宅にしながら施設と同じ安心を提供します。				
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
	なし	あり	実施した年月日	
			当該結果の開示状況	なし あり
第三者による評価の実施状況				
	なし	あり	実施した年月日	
			実施した評価機関の名称	
			当該結果の開示状況	なし あり

5. 利用料金

利用料の支払い方式	一時金方式	月払い方式	選択方式				
敷金							
一時金方式 ※当該目的施設に該当無し							
一時金及び月単位で支払う利用料							
年齢に応じた金額設定	--	--					
要介護状態に応じた金額設定	--	--					
料金プラン							
プラン名称	一時金	月額 計	(内訳)				
			家賃相 当額	生活支 援サー ビス費	食費	光熱 水費	管理費
--	--	--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--	--	--
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。							
算 定 根 拠	家賃相当額	--					
	生活支援 サービス費	--					
	食費	--					
	光熱水費	--					
	管理費	--					
	一時金	--					
一時金の償却に関する事項							
償却開始日の設定	入居日						
初期償却率 (%)							
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額							
権利金等(※)の額							
(※)2012年3月31日までに老人福祉法第29条第1項の規定により届出がされた施設に限る。							
償却年月数 (想定居住期間)							

契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例						
保全措置の実施状況			(保全先)			
三月以内の契約終了による返還金について						
三月の起算日		入居日				
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び原状回復のための費用の算定方法						
一時金の支払方法						
月払い方式						
月単位で支払う利用料						
年齢に応じた金額設定			なし	あり		
要介護状態に応じた金額設定			なし	あり		
料金プラン						
プラン名称	月額	(内訳)				
	計	家賃相当額	生活支援サービス費	食費	光熱水費	管理費
プラン1	111610	41000	--	45960	12650	12000
プラン2	115610	45000	--	45960	12650	12000
プラン3	137610	57000	--	45960	12650	22000
プラン4	141610	61000	--	45960	12650	22000
<p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p> <p>※生活保護を受給されている方に限り管理費は月額：金13,200円（税込）となります。</p>						
算定根拠	家賃相当額	<p>入居者が当該目的施設に入居し、契約期間中の住まいと日常生活上必要な各種サービスを受ける場として利用するための居住に関する家賃相当の費用です。</p> <p>当該目的施設の開発費、地代、家賃、修繕費、借入利息、管理事務費等を含む総費用を、平均的な余命等を勘案して、1室あたりの月額費用を算出したものです。</p> <p>家賃相当額及び敷金は、老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている権利金及び対価性のない金品に該当しません。</p>				
	管理費	<p>月額：金24,200円（税込）ただし生活保護受給者の方に限り、月額：金13,200円（税込）となります。事務管理部門の</p>				

	人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、目的施設の維持管理費です。
自立支援サポート費	要支援の方に限り、介護保険サービスだけでは補えない部分の支援サービスの費用として、月額：金 55,000 円（税込）がかかります。
食費	1日3食×30日計算による月あたりの概算額です。 ※朝食410円・昼食561円・夕食561円（税込）
光熱水費	入居者が居住する居室内の光熱水費とします。 月額：12,650円（税込）

一時金方式・月払い方式共通 ※当該目的施設に該当無し			
介護保険サービスの自己負担額			
内容	※要介護度に応じて介護費用の1割を徴収する。		
人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）	なし	あり	
内容			
利用料	円（月額・日額）		
算定根拠			
支払い方法	月単位（日割りの有無あり・なし）		
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料			
個別的な選択による生活支援サービス		なし	あり
算定根拠			
料金改定の手続			
費用の改定（入居契約書参照）			
第27条 事業者は、第24条から第26条までの費用を改定することがあります。			
2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定することとします。			
3 第1項の改定にあたっては、事業者は、入居者、成年後見人及び身元引受人等へ事前に通知します。			

6. 千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合性

千葉市有料老人ホーム設置運営指導要綱に関する手続			
千葉市に対する事前協議終了日	2015年	5月	14日
千葉市長に対する設置届提出日	2015年	5月	28日
千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合			
適用する設置運営指導指針（下記のいずれかに「○」印を記入）			
平成24年4月1日施行の千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針			○
平成24年4月1日施行の設置運営指導指針の特例措置（千葉市）			
平成20年4月1日施行の千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針			
平成20年4月1日施行の設置運営指導指針の特例措置（千葉県）			
平成18年6月20日施行の千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針			
平成18年6月20日施行の設置運営指導指針の特例措置（千葉県）			
平成14年12月2日施行の千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針			
平成14年12月2日施行の設置運営指導指針の特例措置（千葉県）			
平成13年3月1日施行の千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針			
平成13年3月1日施行の千葉県設置運営指導指針施行前の設置施設			
設置運営指導指針における適合の可否			
個室の整備	適合	不適合	
廊下幅	適合	不適合	
居室面積	適合	不適合	
必要な諸室	適合	不適合	
フロア諸機能	適合	不適合	
スプリンクラー設備	適合	不適合	
その他			
上記不適合に対する対応について			
長期的な施設改修・改善計画の中で対応していく予定です。緊急連絡通報は各居室電話または携帯より利用中です。			

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ _____ 様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。